平成２５年（フ）第９６６号
京都市伏見区深草大亀谷岩山町145番地
債務者　樋口佳代子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２３号
京都市南区西九条南田町４番地　九条住宅Ｂ棟916号
債務者　菅村　雄一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２９号
京都市右京区梅津北浦町４番地８　サンライブマンションⅡ２Ｃ、前住所京都市北区大北山原谷乾町237番地９
債務者　能勢　直子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３０号
京都市右京区梅津北浦町４番地８　サンライブマンションⅡ２Ｃ、前住所京都市北区大北山原谷乾町237番地９
債務者　能勢　聡子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－４棟301号
債務者　レオンこと　淺田　博巳
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５７３号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番308―106号
債務者　桐村　敏浩
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１９号
大阪府柏原市法善寺３丁目546番地の１　エリジューム307号
債務者　町永　和也
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８３０号
大阪府河内長野市木戸東町７番19―506号
債務者　松川　満彦
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８４２号
堺市南区豊田1251番地１―101号
債務者　多田　大助
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８５５号
堺市美原区今井387番地　救護施設美原の里
債務者　松井　　操
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
兵庫県加古川市尾上町安田147番地の11
債務者　夏山邦子こと　文　　邦子
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６３号
広島市安芸区矢野西３丁目53番５号
債務者　金子　眞雄
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２７号
広島市中区土橋町６番23―505号　ホワイトコーポ土橋
債務者　尾畑　昭子（旧姓道下）
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８７号
広島市安佐南区長楽寺１丁目７番23号
債務者　松原みどり
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７２号
福岡市早良区四箇田団地16番804号
債務者　岡部　豊明
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１５７号
福岡県古賀市日吉３丁目７番13号
債務者　政田　幸平
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０３号
福岡県糟屋郡志免町南里１丁目12番12―303号
債務者　岡村有希央
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部